

議第17号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第432号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同号の表イの項中「許可の」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の」に改め、同表ロの項中「イ」を「イ及びロ」に改め、同項を同表ハの項とし、同表イの項の次に次のように加える。

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円）
--	--

第2条第1項第432号の2中「銃砲刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料」に改め、同項第433号中「第5条の2第3項第2号」を「第5条の2第3項第2号又は第3号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(433)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2 クロスボウ講習手数料 第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会にあつては3,000円、その他の者に対する講習会にあつては6,900円
--	---

第2条第1項第435号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項第436号中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同項第437号中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同項第438号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等所持許可更新申請手数料」を「猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料」に改め、同号の表イの項中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「許可の」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の」に改め、同表ロの項中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「許可の」を「猟銃又は空気銃の所持の許可の」に改め、同項を同表ハの項とし、同表イの項の次に次

のように加える。

<p>ロ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>7,200円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円）</p>
---	--

第2条第1項第438号の表に次のように加える。

<p>ニ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</p>	<p>6,800円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円）</p>
---	--

第2条第1項第440号の5の次に次の1号を加える。

<p>(440)の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料</p>	<p>9,300円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,600円）</p>
---	---------------------------	---

別表中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料、銃砲刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類の所持に係る認知機能検査手数料、猟銃等講習手数料、クロスボウ講習手数料」に、「国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料、銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料、銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料、猟銃等所持許可更新申請手数料」を「国際競技参加外国人の銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料、猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料」に、「年少射撃資格講習手数料」を「年少射撃資格講習手数料」に、

習手数料、クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

提 案 理 由

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づくクロスボウの所持の許可を申請する者等から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第18号

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例の
制定について

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例
山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（令和3年2月県条例第2号）の一
部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金の設置期間を延長するため提案するもの
である。